



県章

# 滋賀県公報

令和2年(2020年)  
9月1日  
第136号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 規 則
  - ※滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(薬務課) ..... 1
- 告 示
  - 保安林の皆伐面積の限度の公表(森林保全課) ..... 1
  - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(医療福祉推進課) ..... 2
  - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課) ..... 2
- 公 告
  - 指定管理者公募公告(スポーツ課、医療福祉推進課、子ども・青少年局、水産課) ..... 2
  - 令和2年度後期技能検定実施公告(労働雇用政策課) ..... 10
  - 落札者決定の公告(モノづくり振興課) ..... 13
- 公安委員会公告
  - 警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告(生活安全企画課) ..... 13
- 正 誤
  - ※令和2年6月19日付け第115号滋賀県規則第77号中 ..... 15

## 規 則

滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月1日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第88号

### 滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則(平成27年滋賀県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第69条第4項」の右に「および第5項」を加える。

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 滋賀県告示第340号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和2年9月1日

滋賀県知事 三日月 大造

同一単位とされる保安林	伐採面積の限度	備 考
水源かん養保安林	湖 南 <small>ヘクタール</small> 196.42	同一単位とされる保安林 (湖南) 草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市および湖南市の地域をいう。
	湖 東 376.12	
	湖東北部 460.18	

	湖 北	1,075.98	(湖東)
	湖 西	292.52	近江八幡市および東近江市ならびに蒲生郡日野町および竜王町ならびに愛知郡愛荘町の地域をいう。
	計	2,401.22	
土砂流出防備保安林	湖 南	697.29	(湖東北部)
	湖 東	331.68	彦根市、長浜市の一部(旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町、旧虎姫町および旧湖北町)および米原市ならびに犬上郡豊郷町、甲良町および多賀町の地域をいう。
	湖東北部	292.06	
	湖 北	294.00	(湖北)
	湖 西	322.79	高島市の一部(旧マキノ町、旧今津町および旧新旭町)および長浜市の一部(旧高月町、旧木之本町、旧余呉町および旧西浅井町)の地域をいう。
	計	1,937.82	
保健保安林	湖 南	73.56	(湖西)
	湖 東	27.10	大津市および高島市の一部(旧朽木村、旧安曇川町および旧高島町)の地域をいう。
	湖東北部	150.38	
	湖 北	63.50	
	湖 西	55.10	
	計	369.64	

滋賀県告示第341号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。  
令和2年9月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ケアステーションてまり	栗東市安養寺1-1-11サンワードビル13号	株式会社ミドリヤ 代表取締役 藤井大輔	京都府京都市下京区御旅町17番地	訪問介護	令和2.9.1	2571200878

滋賀県告示第342号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。  
令和2年9月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
Nアート訪問看護ステーション	草津市西草津一丁目7番55号	株式会社日本看護サービス 代表取締役 餅田敬司	草津市西草津一丁目7番55号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	2560690063	令和2.8.31

公 告

指定管理者公募公告

滋賀県立栗東体育館について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和2年9月1日

滋賀県知事 三日月 大造

## 1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立栗東体育館(以下「栗東体育館」という。)
- (2) 所在地 栗東市上鉤514
- (3) 施設の設置の目的 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図ること。

## 2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例(平成6年滋賀県条例第45号)第2条各号に掲げる栗東体育館が行う業務
- (2) 栗東体育館の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

## 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## 4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が栗東体育館の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が栗東体育館の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

## 5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和2年9月1日(火)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に申請書類を持参または郵送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和2年10月2日(金)午後5時必着とする。なお、電子メール、FAXでの提出は認めない。
- (2) 受付場所 滋賀県庁新館3階 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3361

## 6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和2年9月1日(火)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

## 7 その他 詳細は、募集要項による。

---

**指定管理者公募公告**

滋賀県立スポーツ会館について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和2年9月1日

滋賀県知事 三日月 大造

## 1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立スポーツ会館(以下「スポーツ会館」という。)
- (2) 所在地 大津市御陵町4-1
- (3) 施設の設置の目的 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図ること。

## 2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例(昭和59年滋賀県条例第33号)第2条各号に掲げるスポーツ会館が行う業務
- (2) スポーツ会館の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

## 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

## 4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がスポーツ会館の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容がスポーツ会館の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

## 5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和2年9月1日(火)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に申請書類を持参または郵送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和2年10月2日(金)午後5時必着とする。なお、電子メール、FAXでの提出は認めない。
- (2) 受付場所 滋賀県庁新館3階 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3361

## 6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和2年9月1日(火)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

## 7 その他 詳細は、募集要項による。

-----  
指定管理者公募公告

滋賀県立アイスアリーナについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和2年9月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立アイスアリーナ(以下「アイスアリーナ」という。)
- (2) 所在地 大津市瀬田大江町17-3
- (3) 施設の設置の目的 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図ること。

## 2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例(平成12年滋賀県条例第21号)第2条各号に掲げるアイスアリーナが行う業務
- (2) アイスアリーナの施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

## 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## 4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がアイスアリーナの効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容がアイスアリーナの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

## 5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和2年9月1日(火)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に申請書類を持参または郵送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和2年10月2日(金)午後5時必着とする。なお、電子メール、FAXでの提出は認めない。
- (2) 受付場所 滋賀県庁新館3階 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3361

## 6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和2年9月1日(火)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 その他 詳細は、募集要項による。  
-----

## 指定管理者公募公告

滋賀県立彦根総合運動場について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和2年9月1日

滋賀県知事 三日月 大造

## 1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立彦根総合運動場(以下「総合運動場」という。)
- (2) 所在地 彦根市松原町3028
- (3) 施設の設置の目的 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図ること。

## 2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例(昭和44年滋賀県条例第43号)第2条各号に掲げる総合運動場が行う業務
- (2) 総合運動場の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

## 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

## 4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が総合運動場の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が総合運動場の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

## 5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和2年9月1日(火)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に申請書類を持参または郵送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和2年10月2日(金)午後5時必着とする。なお、電子メール、FAXでの提出は認めない。
- (2) 受付場所 滋賀県庁新館3階 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3361

## 6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和2年9月1日(火)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

## 7 その他 詳細は、募集要項による。

## 指定管理者公募公告

滋賀県立琵琶湖漕艇場<sup>そう</sup>について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和2年9月1日

滋賀県知事 三日月 大造

## 1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立琵琶湖漕艇場<sup>そう</sup>(以下「琵琶湖漕艇場<sup>そう</sup>」という。)
- (2) 所在地 大津市玉野浦6-1
- (3) 施設の設置の目的 スポーツの普及振興を図るとともに、県民の心身の健康づくりに資すること。

## 2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立琵琶湖漕艇場<sup>そう</sup>の設置および管理に関する条例(昭和46年滋賀県条例第29号)第2条各号に掲げる琵琶湖漕艇場<sup>そう</sup>が行う業務
- (2) 琵琶湖漕艇場<sup>そう</sup>の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

## 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## 4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が琵琶湖漕艇場<sup>そう</sup>の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が琵琶湖漕艇場<sup>そう</sup>の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

(1) 受付期間および受付方法 令和2年9月1日(火)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に申請書類を持参または郵送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和2年10月2日(金)午後5時必着とする。なお、電子メール、FAXでの提出は認めない。

(2) 受付場所 滋賀県庁新館3階 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3361

6 募集要項の配布

(1) 配布期間 令和2年9月1日(火)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県立ライフル射撃場について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和2年9月1日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立ライフル射撃場(以下「ライフル射撃場」という。)
- (2) 所在地 大津市大石東町鉾峠
- (3) 施設の設置の目的 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図ること。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例(昭和57年滋賀県条例第23号)第2条各号に掲げるライフル射撃場が行う業務
- (2) ライフル射撃場の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がライフル射撃場の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容がライフル射撃場の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

(1) 受付期間および受付方法 令和2年9月1日(火)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に申請書類を持参または郵送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和2年10月2日(金)午後5時必着とする。なお、電子メール、FAXでの提出は認めない。

(2) 受付場所 滋賀県庁新館3階 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3361

6 募集要項の配布

(1) 配布期間 令和2年9月1日(火)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県立伊吹運動場について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和2年9月1日

滋賀県知事 三日月 大造

## 1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立伊吹運動場(以下「伊吹運動場」という。)
- (2) 所在地 米原市春照105
- (3) 施設の設置の目的 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図ること。

## 2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例(昭和57年滋賀県条例第24号)第2条各号に掲げる伊吹運動場が行う業務
- (2) 伊吹運動場の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

## 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## 4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が伊吹運動場の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が伊吹運動場の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

## 5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和2年9月1日(火)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に申請書類を持参または郵送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和2年10月2日(金)午後5時必着とする。なお、電子メール、FAXでの提出は認めない。
- (2) 受付場所 滋賀県庁新館3階 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3361

## 6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和2年9月1日(火)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

## 7 その他 詳細は、募集要項による。

## 指定管理者公募公告

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和2年9月1日

滋賀県知事 三日月 大造

## 1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立柳が崎ヨットハーバー(以下「柳が崎ヨットハーバー」という。)
- (2) 所在地 大津市柳が崎1-2
- (3) 施設の設置の目的 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図ること。

## 2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例(平成8年滋賀県条例第44号)第2条各号に掲げる柳が崎ヨットハーバーが行う業務
- (2) 柳が崎ヨットハーバーの施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

## 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## 4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が柳が崎ヨットハーバーの効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が柳が崎ヨットハーバーの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

## 5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和2年9月1日(火)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に申請書類を持参または郵送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和2年10月2日(金)午後5時必着とする。なお、電子メール、FAXでの提出は認めない。
- (2) 受付場所 滋賀県庁新館3階 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3361

## 6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和2年9月1日(火)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

## 7 その他 詳細は、募集要項による。

## 指定管理者公募公告

滋賀県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務を除く。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和2年9月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立長寿社会福祉センター(以下「センター」という。)
- (2) 所在地 草津市笠山七丁目8番138号
- (3) 施設の設置の目的 明るく活力のある長寿社会づくりを推進するとともに、高齢者および障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とします。

## 2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例(平成5年滋賀県条例第12号)第2条第1号、第2号、第3号、第7号および第8号に掲げる次の業務
  - ア 高齢者の健康と生きがいを推進するための学習機会の提供
  - イ 社会福祉に関する研修および講座の開催ならびに人材の養成
  - ウ 社会福祉に関する情報および資料の収集および提供ならびに相談
  - エ 長寿社会づくりに関する調査および研究
  - オ その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務
- (2) センターの施設、設備および備品の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

## 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## 4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容がセンターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

## 5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和2年9月1日(火)から令和2年10月9日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送または持参すること。なお、郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和2年10月9日(金)午後5時必着とする。
- (2) 受付場所 滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課企画係(滋賀県庁新館3階) 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3521

## 6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和2年9月1日(火)から令和2年10月9日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

## 7 現地説明会 令和2年9月17日(木)にセンターにおいて現地説明会を行う。



8 その他 詳細は、募集要項による。

-----

#### 指定管理者公募公告

滋賀県立びわ湖こどもの国について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和2年9月1日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立びわ湖こどもの国(以下「こどもの国」という。)
- (2) 所在地 高島市安曇川町北船木2981
- (3) 施設の設置の目的 次代を担う児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とします。

#### 2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例(平成4年滋賀県条例第8号)第2条各号に掲げるこどもの国が行う業務
- (2) こどもの国の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

#### 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がこどもの国の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容がこどもの国の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

#### 5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和2年9月1日(火)から令和2年10月9日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送または持参すること。なお、郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和2年10月9日(金)午後5時15分必着とする。
- (2) 受付場所 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局子ども未来戦略室総務・青少年係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3561

#### 6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和2年9月1日(火)から令和2年10月9日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

#### 7 現地説明会 令和2年10月1日(木)にこどもの国において現地説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

-----

#### 指定管理者公募公告

滋賀県醒井養鱒場について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和2年9月1日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県醒井養鱒場(以下「養鱒場」という。)
- (2) 所在地 米原市上丹生
- (3) 施設の設置の目的 養鱒<sup>そん</sup>についての調査および技術の普及指導を行うほか、養鱒<sup>そん</sup>技術の向上と水産業の振興に寄与するため、一般の観覧に供すること。

#### 2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第50号)第2条各号に掲げる養鱒場が行う業務
- (2) 養鱒場の施設および設備の維持管理に関する業務

- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定の基準
- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が養鱒場の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が養鱒場の管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- 5 申請の手続
- (1) 受付期間および受付方法 令和2年9月1日(火)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送または持参すること。郵送の場合は、令和2年10月2日(金)午後5時必着とする。
- (2) 受付場所 滋賀県農政水産部水産課漁政係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3871
- 6 募集要項の配布
- (1) 配布期間 令和2年9月1日(火)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所
- 7 現地説明会の実施
- (1) 開催日時および集合場所 令和2年9月14日(月)午後2時から 養鱒場本館前
- (2) 説明内容 養鱒場の施設および募集要項等の説明
- 8 その他 詳細は、募集要項による。

#### 令和2年度後期技能検定実施公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、令和2年度後期技能検定を次のとおり実施する。

令和2年9月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 実施する検定職種
- (1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造およびプラスチック成形
- (2) 1級および2級 鍛造(ハンマ型鍛造作業およびプレス型鍛造作業)、金型製作(プラスチック成形用金型製作作業)、工場板金(機械板金作業および数値制御タレットパンチプレス板金作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業および集積回路組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業およびプリント配線板製造作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、時計修理(時計修理作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業および印刷箱製箱作業)、菓子製造(洋菓子製造作業および和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業および機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(組織試験作業)、塗装(鋼橋塗装作業)および広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)
- 注 工場板金(機械板金作業および数値制御タレットパンチプレス板金作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)および空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)は学科試験のみの実施
- (3) 3級 造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業およびシーケンス制御作業)、時計修理(時

計修理作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、和裁(和服製作作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、建築大工(大工工事作業)および機械・プラント製図(機械製図手書き作業および機械製図CAD作業)

注 機械検査(機械検査作業)および電気機器組立て(シーケンス制御作業)は学科試験のみの実施

- (4) 単一等級 パルコニー施工(金属製パルコニー工事作業)
- 2 試験の方法 試験は、実技試験および学科試験によって行う。
- 3 技能検定の受検手数料、実施期日および実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(7) 特級および単一等級

検 定 職 種	手 数 料
全 て の 職 種	18,200円

(イ) 1級

検 定 職 種	手 数 料
和 裁	13,300円
テクニカルイラストレーション	13,300円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	13,300円
電 気 製 図	13,300円
そ の 他 の 職 種	18,200円

(ウ) 2級

検 定 職 種	手 数 料	
	一般	若年者
和 裁	13,300円	4,300円
テクニカルイラストレーション	13,300円	4,300円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	13,300円	4,300円
電 気 製 図	13,300円	4,300円
そ の 他 の 職 種	18,200円	9,200円

(エ) 3級(高等学校、専門学校等の在校生を除く。)

検 定 職 種	手 数 料	
	一般	若年者
和 裁	13,300円	4,300円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	13,300円	4,300円
そ の 他 の 職 種	18,200円	9,200円

(オ) 3級(高等学校、専門学校等の在校生に限る。)

検 定 職 種	手 数 料	
	一般	若年者
和 裁	8,900円	2,900円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	8,900円	2,900円
そ の 他 の 職 種	12,200円	3,200円

注 (ウ)、(エ)および(オ)において「若年者」とは、令和2年4月1日現在において年齢35歳未満の者をいい、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄に掲げる在留資格をもって本邦に在留する者を除く。

イ 実施期日 実技試験は、令和2年12月4日(金)から令和3年2月21日(日)までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 実技試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表 実技試験の問題を令和2年11月27日(金)に滋賀県職業能力開発協会において公表する。

ただし、一部の検定職種については、問題の全部または一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検 定 職 種	等 級	実 施 期 日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	1級および 2級	令和3年1月24日(日)
電気機器組立て、内燃機関組立て	3級	
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形	特 級	令和3年1月31日(日)
金型製作、工場板金、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造、カーテンウォール施工、機械・プラント製図	1級および 2級	
造園、時計修理、和裁、機械・プラント製図	3級	
バルコニー施工	単一等級	
半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、テクニカルイラストレーション、電気製図、塗装、広告美術仕上げ	1級および 2級	令和3年2月7日(日)
機械検査、プラスチック成形、建築大工	3級	
機械加工、電子機器組立て	3級	令和3年2月11日(木)

ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 本人確認書類の写し(氏名および生年月日が確認できるものに限る。)

ウ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 滋賀県職業能力開発協会 〒520-0865 大津市南郷五丁目2番14号 電話 077-533-0850

(3) 受付期間 令和2年10月5日(月)から令和2年10月16日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後4時までとする。なお、郵送による場合は、令和2年10月16日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙および受検案内は、滋賀県職業能力開発協会のほか、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課および県内各合同庁舎にて交付する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書のうえ、返信用封筒(角形2号封筒)に宛先を記入し、1部の場合は切手140円分を同封し、2部以上の場合は問合せのうえ、滋賀県職業能力開発協会へ送付すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料の納付方法 実技試験および学科試験の手数料は、申請書の提出と同時に納付すること。ただし、実技試験または学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合または試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表 令和3年3月19日(金)に合格者の受検番号を滋賀県公報に掲載する。

なお、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第25条第1項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。

ア 期間 令和3年3月19日(金)から令和3年4月19日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)

イ 時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 場所 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館4階  
 エ 持参するもの 令和2年度後期技能検定受検票および本人であることを証明する書類(運転免許証など)  
 オ 開示する内容 得点

カ その他 開示できる試験結果は、本人のものに限る。また、その他の方法による問合せには、一切応じない。

(2) 実技試験または学科試験の合格通知 実技試験または学科試験のいずれかに合格した者については、滋賀県職業能力開発協会が令和3年3月19日(金)に書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付 特級、1級および単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級および3級の技能検定合格者には滋賀県知事名の合格証書を交付するほか、技能検定合格者には厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他 技能検定について不明な点は、滋賀県職業能力開発協会(電話 077-533-0850)または滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課(電話 077-528-3755)に問い合わせること。

#### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和2年9月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 多機能走査型電子顕微鏡システム 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3794
- 3 落札者を決定した日 令和2年7月30日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 京都理化学器械株式会社大津事務所 所長 南昭典 大津市一里山五丁目36-24
- 5 落札金額 45,320,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和2年6月16日(火)

#### 公安委員会公告

##### 警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習・追加取得講習)を次のとおり実施する。

令和2年9月1日

滋賀県公安委員会委員長 北村 嘉英

- 1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)
- 2 講習日時
  - (1) 新規取得講習 令和2年10月19日(月)から同月27日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
  - (2) 追加取得講習 令和2年10月22日(木)から同月27日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- 3 修了考査 新規取得講習については令和2年10月28日(水)午前9時から100分間、追加取得講習については同日午前9時から35分間
- 4 講習場所 大津市打出浜1番6号 大津市勤労福祉センター
- 5 受講定員 新規取得講習および追加取得講習を合わせて30人
- 6 講習科目 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第5条および第6条に規定する講習事項
- 7 受講対象者
  - (1) 新規取得講習 受講申込みを行う日において、警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するものとする。
    - ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習 受講申込みを行う日において、1号警備業務以外の警備業務の区分の資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。
- ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に合格した者
- オ 旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
- 8 受付期間 令和2年9月16日(水)から同月30日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)とする。ただし、定員に達し次第締め切る。
- 9 申込場所 滋賀県内の最寄りの警察署
- 10 申込方法 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書1通に、次の(1)または(2)に掲げる書類を添付して申込場所に提出すること。
- (1) 新規取得講習の場合
- ア 7(1)アに該当する者については、1号警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)および履歴書
- イ 7(1)イに該当する者については、1級検定の合格証明書の写し
- ウ 7(1)ウに該当する者については、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書
- エ 7(1)エに該当する者については、旧1級検定の合格証の写し
- オ 7(1)オに該当する者については、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習の場合
- ア 7(2)アに該当する者については、資格者証等の写し、警備業務従事証明書および履歴書
- イ 7(2)イに該当する者については、資格者証等の写しおよび1級検定の合格証明書の写し
- ウ 7(2)ウに該当する者については、資格者証等の写し、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書
- エ 7(2)エに該当する者については、資格者証等の写しおよび旧1級検定の合格証の写し
- オ 7(2)オに該当する者については、資格者証等の写し、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書
- 11 受講料 申込時に、新規取得講習にあつては47,000円、追加取得講習にあつては23,000円に相当する額の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。なお、納付した受講料は、申込受理後は、申込みを取り消した場合、講習を受けなかった場合等でも還付しない。
- 12 携行品 筆記具および警備業関係法令集を持参すること。
- 13 集合時間等 集合時間等の詳細については、申込時に交付する「講習のしおり」を参照すること。
- 14 実施委託 この講習は、一般社団法人滋賀県警備業協会に委託して実施する。
- 15 問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 077-522-1231)または各警察署の生活安全課
- 16 その他 新型コロナウイルス感染症の影響により、講習日、場所等を変更し、または講習を中止する可能性があるため、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。

正 誤

令和2年6月19日付け第115号滋賀県規則第77号中

ページ	行	誤	正
3	4	改める	改め、同様式を別記様式第2号とする

